



# 法令改正について

法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○		○		01. 11 03. 19 05. 01	令和6年度能登半島地震踏まえた高圧ガス保安法上の措置について	政令第5号 告示第25号 告示第84号
					01. 29	デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について制定	
				○	02. 29	バルクローリーの審査に係る事務の運用の考え方等について制定	20240219保局第1号
				○	04. 02	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20240319保局第1号
				○	04. 26	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20240423保局第1号
○					05. 17	防衛省設置法等の一部を改正する法律により改正	法律第24号

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
○					05. 24	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律により改正	法律第37号
		○	○	○	06. 14 06. 15	容器保安規則等の一部改正	省令第37号 告示第92号 20240521保局第3号
	○				09. 26	国家公務員等の旅費に関する法律施行令の制定により改正	政令第306号
		○			10. 23	高圧ガス保安協会規則等の一部改正	省令第71号
		○			12. 06	経済産業省聴聞手続規則の一部改正	省令第82号

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○		○		01. 11 03. 19 05. 01	令和6年度能登半島地震踏まえた高圧 ガス保安法上の措置について	政令第5号 告示第25号 告示第84号

◎令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響に鑑み、以下の措置が実施された。（**特定非常災害の被害者、災害救助法の適用地域**）

- ・ 保安検査、定期自主検査及び事故届等の履行期限のある法令上の義務を令和6年4月30日まで延長
- ・ 義務講習受講期限の延長
- ・ 国家試験に係る科目免除申請方法の柔軟化

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
					01.29	デジタル原則を踏まえた高圧ガス保安法令の適用に係る解釈の明確化等について制定	

### （1）「目視規制」について

別表1に掲げる告示における目視による調査、巡視及び点検については、ドローンによる遠隔監視技術の活用やAIによる診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

※コンビ則境界線の特例における巡視等の保安活動

※目視等による附属品の外観検査（一般、CNG、LNG、国際相互承認に係る容器）

### （2）「常駐専任」について

別表2に掲げる内規における常駐・専任規制については、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではない。

※保安監督者の専任

※保安統括者等の代理者の専任

### （3）「対面講習」について



## 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	02.29	バルクローリーの審査に係る事務の運用の考え方等について制定	20240219保局第1号

◎液石法における充てん設備としての許可申請等における技術上の基準への適合と、高圧法における第一種製造者としての許可申請等における技術上の基準への適合を重複して同様に確認することを不要とすることで、審査手続きに係る業務負担の軽減及びそれに伴い事業者から徴収する手数料の低減を図ることとする。

- ・ 新型バルクローリーについて、高圧法の許可を取得する場合の手数料の標準となる金額
  - ①新規許可の場合:6,000円
  - ②変更許可の場合:3,200円(高圧法における増設のための変更許可に限る。)
  - ③完成検査の場合:不要
  - ④保安検査の場合:不要

# 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	04.02	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20240319保局第1号

- (1) 負圧を防止する措置に係る明確化 【一般・液石・コンビ則例示基準】
- (2) エアゾールの製造における防火上有効な措置及び容器の漏えい確認方法 【一般・液石・コンビ則例示基準】
- (3) 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置(移動)に係る明確化 【一般・液石・コンビ則例示基準】
- (4) 燃焼を防止するための措置に係る業界自主基準の改定反映燃焼を防止するための措置に係る業界自主基準の改定反映 【冷凍則例示基準】
- (5) 冷媒設備に用いる材料の追加 【冷凍則例示基準】
- (6) 第二種特定設備の適用適用対象の対象の制限の見直し制限の見直し 【特定則例示基準】
- (7) 運用・解釈の明確化等運用・解釈の明確化等 【基本通達】

- ①処理能力算定に係る補足
- ②高圧ガスの製造に該当しない高圧ガスの製造の整理
- ③火気の明確化等
- ④特定設備検査合格証の交付及び返納に係る手続きの整理
- ⑤圧縮水素スタンドにおける付属冷凍設備の運用等
- ⑥圧縮水素スタンドに係る容器の温度40度以下に保つための措置の明確化等
- ⑦在宅酸素療法用の液化酸素に係る販売販売業者等が周知すべき基本的事項に係る見直し
- ⑧空気液化分離装置により高圧ガスの製造を行う事業所における保安企画推進員の選任・兼務の追加
- ⑨可とう管に係る検査基準のKHKS改正反映
- ⑩高圧ガス設備に設ける温度計/圧力計に係る明確化
- ⑪エアゾール製品のバルブを保護する措置に係る明確化

# 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

## (1) 負圧を防止する措置に係る明確化 《一般則例示基準15》

- ・ 液化ガス又はボイルオフガスの払出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないもの等当該可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下するおそれのないもの
- ・ 内槽と外槽の間に高真空断熱法が施されているもの及び可燃性ガス低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの

## (3) 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置(移動)に係る明確化

《一般則例示基準76》

- ・ 車両の荷台の前方に寄せ



車両の荷台の前方に寄せるか、又は木杵、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の間隙をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付ける

- ・ ロープ等を使用して確実に緊縛し



ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し

## 法令等の改正動向(令和6年1月~12月)

- (3) ・ ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材(自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等)を挿入すること。
- (i) ロープ等、木杵、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中(特に旋回時)・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。
- (ii) 固縛・固定は、上記(i)を使用し、緩み等が生じないよう確実に行わなければならない。なお、急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。
- (iii) 立積みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあつては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。
- (iv) 積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。

# 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

## (7)運用・解釈の明確化等運用・解釈の明確化等 【基本通達】

### ①処理能力算定に係る補足 《法第5条関係》

- ・「その他設備の外的条件による制約とは無関係」について、当該設備同士において、個々の設備の能力の違いによって生ずる制約まで無関係にするという意味でないことは、従前のおりである。

### ②高圧ガスの製造に該当しない高圧ガスの製造の整理 《法第5条関係》

- ・リポソームの粒子径調整のための装置（当該調整後のリポソームの取り出し口が開放された状態で使用されるものに限る。）内に、当該調整のための不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）を、充填容器等から気化し、又は減圧し、供給すること。

### ③火気の明確化等 《法第37条関係》

- ・「**火気**」：たばこの火、自動車のエンジン火花、**電気火花**等の裸火又は火花（第一種製造者等自らが、作業のために必要とする火気の使用までも禁止してはならず、火気の使用に十分に注意するとともに、必要に応じ、着火源とならないよう措置を講ずるなど危害が発生するおそれのない状況にした上で使用することは可能である。）
- ・非該当：**スマートフォン、タブレット端末等の電子機器**（別途、労働安全衛生法の適用を受けることに留意すること。）

# 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

## (7)⑤圧縮水素スタンドにおける付属冷凍設備の運用等

《一般則第7条の3, 7条の4, 8条の2関係》

- ・「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備」が、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する場合、当該冷凍設備は、冷凍保安規則第15条の適用を受ける冷凍事業所と同様の扱いとする。
  - (i) 製造設備について、一般則例示基準「55の2. 過充填防止のための措置」が講じられた充填設備であって、「59の4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置」に従って充填が行われるものであること。
  - (ii) 冷凍設備について、1日の冷凍能力が20トン未満の冷凍設備であって、不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)を冷媒ガスとするもの(ブラインによって冷却するものに限る。)であること。

### ◎愛知県の運用

- 経過措置についての記載が無いことから、施行日前に許可した水素STについて自動的に適用しない。
- 施行日前に許可した水素STについて、適用を希望する場合は、「高圧ガス製造事業所等変更届」に以下の書類を添付し届出する。
  - ・変更明細書
  - ・(i)に適合していることのエビデンス
  - ・(ii)に適合していることのエビデンス
  - ・7条の3・4と6条とが混在している水素STの場合は**適用しない**

## 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

- (7)⑥圧縮水素スタンドに係る容器の温度40度以下に保つための措置の明確化等  
《一般則第6条第2項第8号関係》
- ・「温度40度(…)以下に保つこと」については、例えば、直射日光、暖房等による充填容器等の温度上昇を防ぐため、屋根、障壁若しくは散水装置を設ける等の措置を講じること、又は、外気温の影響による温度上昇を防ぐため、直射日光を遮り、通風を確保する等の措置を講じることという。
- ⑧空気液化分離装置により高圧ガスの製造を行う事業所における保安企画推進員の選任・兼務の追加 《一般則第78条関係》
- ・ただし、第66条第1項第15号に規定する製造施設によって高圧ガスを製造する事業所(石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内にあるものを除く。)にあつては、上記「保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者」とあるのは「保安統括者、保安技術管理者、**保安企画推進員**、保安主任者、保安係員の代理者」と読み替えることができるものとするほか、**保安企画推進員に選任されている者が保安統括者、保安技術管理者、保安主任者又は保安係員の代理者の1と兼務し、又は一切の代理者と兼務しないことを前提に、2以上の当該事業所を兼務しても差し支えないものとする**(兼務する事業所の数にあつては、個々の事業所の実態等を踏まえて、事業者が適切に判断するものであるが、保安企画推進員の職務が支障なく遂行されることを客観的に証明できることが前提であることに留意すること。)

## 法令等の改正動向(令和6年1月~12月)

(7)⑨可とう管に係る検査基準のKHKS改正反映 《一般則第28, 57条関係》

・ KHKS0803 (2014) 可とう管に関する検査基準



KHKS0804 (2014) ベローズ形伸縮管継手の基準

KHKS0804 (2022) フレキシブルチューブの基準

⑩高圧ガス設備に設ける温度計/圧力計に係る明確化

《製造細目告示第6, 7条関係》

・ 「1年ごとに計量法(…)当該温度計/圧力計と同じ種類の温度/圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの」又は「計量法第72条の規定に基づく検定証印を付されている温度計/圧力計であって検定に合格した後1年以内にあるもの」と比較した場合における計量値の誤差が当該温度計/圧力計の(…)以内であることを規定している。

なお、当該規定は、高圧ガス設備等に設置されている温度計/圧力計の精度確認の周期を意味するものではない。

## 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
				○	04.26	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正	20240423保局第1号

### (1) 防火設備の不要化 【一般・コンビ則例示基準】

一般・コンビ則第7条の3第1項を適用する製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設について、一般・コンビ則第7条の3第2項の技術基準を適用又は準用し、追加して措置を講じることを前提に、防火設備を設置することを要しない。

### (2) 誤字訂正 【基本通達】

当該圧力計の1目量以内であることを規定している。



当該圧力計の目量の2分の1以内であることを規定している。

### (3) 在宅酸素療法における液化酸素の移充填 【基本通達】

在宅酸素療法における患者等が行う酸素吸入のための親容器から子容器への液化酸素の移充填について、医療法令に基づき保安の確保が図られていることを踏まえ、法第13条が適用される製造として扱う。

# 法令等の改正動向(令和6年1月～12月)

## (1) 防火設備の不要化 《一般則例示基準31》

- ・ 一般則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る蓄圧器のうち同条第2項第19号及び第20号並びに第21号(同項第19号及び第20号に係るものに限る。)の措置を追加して講じたもの
- ・ 一般則第7条の3第1項の圧縮水素スタンドに係る設備(蓄圧器を除く。)のうち同条第2項第19号及び第20号の規定を準用し、その措置を追加して講じたもの ⇒ 例) 圧縮機、容器置場、etc
- ・ 一般則第7条の3第2項第4号の措置を追加して講じた同条第1項の圧縮水素スタンドに係る設備(蓄圧器を除く。)

### ◎愛知県の運用

- 経過措置についての記載が無いことから、施行日前に許可した水素STについて自動的に適用しない。
- 施行日前に許可した水素STについて、適用を希望する場合は、「高圧ガス製造施設軽微変更届」を届出する。
  - ・ 事前確認を要す
  - ・ 7条の3と6条とが混在している水素STの場合は適用しない

※一般則第7条の3第1項第1号(第6条第1項39号)の防消火設備が「該当無し」になるわけではない。技術上の基準に適合させる方法が変わるだけ。

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
○					05. 17	防衛省設置法等の一部を改正する法律により改正	法律第24号
○					05. 24	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律により改正	法律第37号

◎法第3条第1項第3号中「船舶内並びに陸上自衛隊」を「船舶及び自衛隊」に改め、「及び海上自衛隊の使用する船舶」を削る。

※施行日：R7. 3. 31までの間において政令で定める日から

◎関係条項における水素等供給等促進法に関する記載の追加等

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
		○	○	○	06. 14 06. 15	容器保安規則等の一部改正	省令第37号 告示第92号 20240521保局第3号

- ◎国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器について、充填可能期限を15年から**25年**に延長する。
- ◎国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の充填可能期限の起算日の考え方について、容器製造過程で行われた耐圧試験に加え、**その容器製造業者による最終検査**に合格した年月。
- ◎国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にかかる定義の追加
  - ・ **連結容器**：複数の圧力室が恒久的に連結された容器
  - ・ **連結部品**：連結容器のうち個々の圧力室を連結するための部分
  - ・ **圧縮水素貯蔵システム**：容器、**容器保護等装置**及び容器に装置する全ての付属品で構成されるもの

## 法令等の改正動向（令和6年1月～12月）

法律	政令	省令	告示	通達	月日	内容	番号
	○				09. 26	国家公務員等の旅費に関する法律施行令の制定により改正	政令第306号
		○			10. 23	高圧ガス保安協会規則等の一部改正	省令第71号
		○			12. 06	経済産業省聴聞手続規則の一部改正	省令第82号

◎高圧ガス保安法関係手数料令第4条第1項及び第2項の一部表現を改める。

**※施行日：R7. 4. 1**

◎「高圧ガス保安協会規則」、「高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令」、「高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令」の一部改正

- ・ 関係条項における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に関する記載の追加等。

◎経済産業省聴聞手続規則第13条第1項及び第3項の一部表現を改める。



# 愛知県連絡事項

～お願い編～

防災安全局 防災部 消防保安課  
産業保安室 高圧ガスグループ

# ～お願い編～

## 目 次

### 1 申請・届出・相談について

- |                      |   |                    |    |
|----------------------|---|--------------------|----|
| (1) 申請・届出・相談者……………   | 1 | 4 保安検査の申請について…………… | 10 |
| (2) 郵送による申請等……………    | 1 |                    | 11 |
| (3) 申請・届出前の事前相談…………… | 2 |                    | 12 |

### 2 申請書・届出書の作り方のポイント

- |                               |   |                    |    |
|-------------------------------|---|--------------------|----|
| (1) 申請書……………                  | 3 | 5 手数料の納付について……………  | 13 |
| (2) 機器等一覧表……………               | 3 | 6 許可等の取消しについて…………… | 14 |
| (3) 技術上の基準……………               | 4 | 7 名古屋市への権限移譲について…  | 15 |
| (4) 技術上の基準の <u>添付資料</u> …………… | 5 |                    |    |
| (5) フローシート・配管図・配置図…           | 6 |                    |    |
| (6) 写真（軽微変更届）……………            | 7 |                    |    |
| (7) その他……………                  | 8 |                    |    |
| (8) 審査期間……………                 | 8 |                    |    |

### 3 完成検査の申請について…………… 9

## 1 (1) 申請・届出・相談者

製造許可、変更許可、完成検査、保安検査等の申請・届出・相談は、申請者本人（法人の場合は、その法人に属する者）が行ってください。

申請者以外の者（例えば、設計業者、工事業者、メーカー）のみが、代行して申請等を行うことは認めません。

また、申請等は、申請者本人を含め3人以内とします。

なお、感染症拡大防止の観点から保安検査を含め全て事前にご予約をお願い致します。飛び込みの来庁は原則お引き取り頂きます。

## 1 (2) 郵送による申請等

感染症拡大防止の観点や皆様の利便性の向上から、あらかじめ受付担当者と電話等で調整の上、受付担当者が郵送可能と判断した申請等については、引き続き郵送による提出をお願いします。郵送の際は、内容について確認できる連絡先をお知らせください。

なお、提出書類の控えが必要な場合は、正本と副本合わせて2部と返信用封筒に所定の切手を添付したものを同封してください。

## 1 (3) 申請・届出前の事前相談

変更許可申請等を提出する前に事前の相談（確認）を受けた事項が、そのまま変更許可等を認めたことにはなりません。

製造許可・変更許可については申請書により審査し、技術上の基準の適合の確認は許可書の交付をもって通知します。また、製造届等は「届出の受理→内部審査」にて、技術上の基準の適合の確認が終了となりますのでご注意ください。

なお、事前相談（事前確認）ができるものとできないものの主なものは以下のとおりです。

### 【事前相談できるもの】

- ・ 高圧ガス保安法に係る愛知県の運用について（個別案件に係るもの）

### 【事前相談できないもの】

- ・ 他県等に係るもの（→当該都道府県・指定都市に確認してください。）
- ・ 高圧ガス保安法以外の他法令の取扱い（→建築基準法の貯蔵規制、消防法の取扱いなど。）
- ・ 函面等の提示のみにより、許可等の可否の判断を仰ぐこと
- ・ 函面等の提示により、問題点を指摘してもらうこと

## 2 (1) 申請書

令和2年12月28日付け官報（号外特第108号）により、高圧ガス保安法の各種規則に定める様式の押印が廃止されましたので、申請書類への押印は不要となります。

なお、申請者の欄は代表者名としてください。

## 2 (2) 機器等一覧表

機器・弁類等に名称番号の記載の無いものについては、必ず弁番号等を付けてください。

番号の付け方は各事業所固有のもので、県が制約するものではありませんが、統一感のない弁番号、ライン番号の場合、図面と機器等一覧表との照合に時間がかかるので、統一的な番号を付けてください。

※液石則適用の製造事業所において、従来からプロパンを主成分とする場合の常用圧力は1.77MPa、ブタンを主成分とする場合の常用圧力は1.06MPaと一律としていたため、機器等一覧表への常用圧力の記載は不要としてきました。しかし、最近では上記以外の常用圧力とするケースもありますので、今後は機器等一覧表に常用圧力と常用温度も記載してください。

## 2 (3) 技術上の基準

変更許可申請等の際には、法第8条第1号（製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準）及び同条第2号（製造の方法の技術上の基準）について、「対応状況についての一覧表」を作成、添付してください。

例えば、一般則第6条第1項が適用される場合は、同条同項第1号から第42号まですべて記載し、当該変更工事にかかる部分について対応状況を記載してください。

一般則第6条第1項の場合を例に取れば、

①同条同項第1号から第42号まで「号」「タイトル」「概略」をすべて記載

例) 号 → 第1号

タイトル → 境界線・警戒標

概略 → 事業所の境界線を明示し、外部から見やすいように警戒標を掲げること

②各号の基準について、当該製造施設がその基準に該当していない場合は

「**該当なし**」、該当している場合は「**該当あり**」と記載してください。

③「**該当あり**」の場合、当該変更工事において変更が無い場合は「**変更なし**」

と記載してください。変更がある場合は「**変更あり**」と記載し、その基準への対応状況についても記載してください。

## 2 (4) 技術上の基準の添付資料

審査を円滑に行うため、添付資料が申請書のどこに添付されているか、「対応状況についての一覧表」に記載してください。合わせて、ページ番号を付記してください。

ページ番号等が書かれていない場合、資料探しに時間を要します。

また、製造許可・変更許可申請の場合、申請に不要な書類が多いと時間を要します。使用する機器が下記の「強度計算書等を省略できる機器」の左欄に該当する場合、右欄の書類は省略できます。

機器の種類	省略できる書類
特定設備 大臣認定品等 ※1	・ 検査成績書の写し ・ 強度計算書 ・ ミルシート（委託検査品を除く）
支障のない可とう管 ※2	

※1) 大臣認定品、高圧ガス設備試験品、大臣認定相当の委託検査品 ※3の総称

※2) KHKS0804ベローズ形伸縮管継手の基準及びKHKS0805フレキシブルチューブの基準（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管

※3) 高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、例えば一般則適用事業所であれば、「一般高圧ガス保安規則」及び「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」で定める検査方法及び検査基準に従って一般則第6条第11号～第13号について検査を行ったもの

## 2 (5) フローシート・配管図・配置図

フローシートや配管図がわかりにくい記載であれば、審査に多くの時間を要します。フローシートや配管図は色塗りや枠囲み等により、わかりやすく明示してください。

- ・ガスの種類ごとの色塗り等
- ・圧力区分ごとの色塗り等
- ・温度区分ごとの色塗り等
- ・変更前と変更後の工事か所の区分の色塗り等

※一枚のフローシートにすべて記載することは困難ですので、各々の内容がわかるように、分けてください。

※フローシートについては、上流側から下流側に至るまで全ての製造工程がわかるものを添付してください。

※配管図・配置図は変更する機器等を明示してください。

## 2 (6) 写真(軽微変更届)

軽微変更届は完成検査が無いので、必ず写真を添付して下さい。

《高圧ガス設備の取替えの場合》

○設備の全景

○総合気密試験(以下の4点を工事看板に記載)

- ・試験年月日
- ・常用圧力及び試験圧力
- ・試験流体
- ・試験時間

○総合気密試験時の圧力計のアップ(針の指示値が分かる様に)

○認定試験者試験等成績書等に記載されている機器番号等のタグ・印字

○圧縮機・ポンプは新・旧で設置位置が分かるもの

## 2 (7) その他

製造施設が複数ある場合や変更箇所が多く書類の量が多い場合は、製造施設ごとの編冊や目次・ページ番号を付ける等、各々の変更内容がわかるようにしてください。

## 2 (8) 審査期間

産業保安室においては、審査期間の短縮に努めておりますが、申請書の内容が不十分な場合には、修正・補正により、審査期間が長くなることがあります。 2. 「申請書・届出書の作り方のポイント」(1)～(7)を参考に円滑な審査にご協力ください。

### 3 完成検査の申請について

①完成検査の申請については、完成検査が受検できる状態になってから行ってください。工事終了前に申請があった場合でも受付しますが、その場合であっても手数料を徴収しますので、万が一許可書の内容どおりに工事が行えず、完成検査を受検できなくなっても手数料は返納できません。

完成検査日の予約については、許可書が交付された時点で行うことができます。予約についても申請者が行ってください。

②完成検査の方法については、一般則・液石則・コンビ則別表第一による方法で行います。

この方法と異なる場合は許可申請時までに、代替案を提示してください。この場合本室にて認められるかどうか判断します。

検査当日に判明した場合は、日を改めます。

## 4 保安検査の申請について

### 【県で受検する場合】

#### (1) 申請に必要な書類等

##### ①保安検査申請書(規則毎)

- ・ 特定施設(保安検査を受検しなければならない製造施設)が複数ある場合は特定施設毎に申請書が必要になりますが、同じ規則の特定施設であれば1つにまとめることもできます。(この場合は、保安検査証も1つになります。)
- ・ 前回の保安検査の年月日の欄は、実施日ではなく、「基準日」を記入してください。

##### ②手数料

- ・ 申請書が複数ある場合は1年度分を一括して納入してください。
- ・ 手数料は、当該年度の処理能力の合計に応じた区分となります。
- ・ 移動式製造設備のみを有する事業所は「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者」の区分となります。
- ・ 同一の事業所において定置式製造設備と移動式製造設備を有する事業所は、受検する特定施設が定置式製造設備か移動式製造設備かにかかわらず、「移動式製造設備による許可高圧ガス製造者以外のもの」の区分となります。

※愛知県手数料条例 第2条第1項第2号 (別表第二)

## 4 保安検査の申請について

### (2) 申請時期

- ・実施日の1か月前までに申請してください。
- ・実施日が5月以降の事業所は年度が替わってから申請をお願いします。

### (3) 検査当日に必要な物

- ・フローシート(常用圧力区分の分かるもの)
- ・技術上の基準(製造者が作成したもの)
- ・定期自主検査記録  
(無い場合は検査不合格とし、手数料は返納しません、県以外で受検してください)  
(貯槽の開放検査については事前に相談頂き了承したものは後日提出になります)
- ・開放検査の周期表
- ・開放検査の実施記録
- ・保安管理組織図(特定施設毎の保安係員等の選任状況が分かるもの)

## 4 保安検査の申請について

### 【県以外で受検する場合】

#### ①事前連絡

- ・ 県から毎年2月頃に特定施設の保安検査の実施予定日を通知しておりますが、県以外の高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を受ける場合は、通知書の実施予定日より1か月前までにその旨を連絡してください。

#### ②保安検査受検届書

- ・ 県以外で保安検査を受けた旨を届出なければならない。  
高圧ガス保安協会 → 高圧ガス保安協会保安検査受検届書  
指定保安検査機関 → 指定保安検査機関保安検査受検届書

※届書に添付する保安検査証に「原紙」は使わない

※未提出の事業所が散見されております!!

## 5 手数料の納付について

皆様の行政手続における利便性を高めるため、2025(令和7)年1月20日から、新たに県施設の窓口においてキャッシュレス決済を導入します。

このことにより、窓口で行政手続に伴う手数料等の納付を行う際に、クレジットカード、電子マネー及びコード決済の利用が可能となります。

【県HP:キャッシュレス決済記者発表資料URL】

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/cashlesscounter2025.html>

◎方法:①愛知県収入証紙 又は ②キャッシュレス決済

◎備考:①愛知県収入証紙は、愛知県庁本庁舎地下1階・売店(ファミリーマート)等で購入できます。

- ②・領収書は発行されません。(レシートの発行)
- ・レシートの再発行は出来ません。無くさない様にして下さい。
- ・決済完了後は決済の取消は出来ません。
- ・戻出は翌々月以降になります。
- ・戻出は申請・届出者への口座振込になります。(支払者ではない)

## 6 許可等の取消しについて

### 高圧ガス保安法 第38条 抜粋

都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

- 二 第十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- 三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の二十二第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

## 7 名古屋市への権限移譲について

### ① 高圧ガス保安法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）により、高圧ガス保安法の一部が改正されました。

**※施行:平成30年4月1日**

注) コンビナート地域または特定製造事業所の区域を除く

### ② 液化石油ガス法

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部が改正されました。

**※施行:令和5年4月1日**